

港湾施設使用料等 料金表

区分	内 訳	単 位	金 額			
			外航船	内航船		
1 入港料	入港1回につき総トン数1トンまでごと	トン	2円16銭	1円18銭		
2 ひき船「かむい」使用料	(1)基本料金	総トン数3,000トン未満の船舶	時間	30,700円	33,770円	
		総トン数5,000トン未満の船舶	〃	52,000円	57,200円	
		総トン数10,000トン未満の船舶	〃	67,000円	73,700円	
		総トン数15,000トン未満の船舶	〃	101,900円	112,090円	
		総トン数20,000トン未満の船舶	〃	114,600円	126,060円	
		総トン数25,000トン未満の船舶	〃	130,700円	143,770円	
		総トン数30,000トン未満の船舶	〃	158,200円	174,020円	
		総トン数30,000トン以上の船舶	〃	199,700円	219,670円	
	使用時間が1時間を超える場合は、超過時間30分までごとに5割の額を加算する。					
	(2)割増料金	ア：冬期 (1)の5割相当額 イ：執務時間外 (1)の5割相当額 ウ：荒天時 (1)の5割相当額 エ：防波堤外 (1)の5割相当額				
(3)待機料	ひき船が待機した後、使用者の都合により使用時間を変更し、又は使用しなかったとき (1)及び(2)のイの合計の5割相当額					
(4)石狩湾新港小樽港間回航料	片道	1回	55,000円	60,500円		
3 岸壁使用料 <small>岸壁、物揚場（漁港区等を除く）に適用</small>	(1)総トン数100トン以上の船舶	ア 係留時間12時間まで	トン	8円40銭	9円24銭	
		イ 係留時間24時間まで（アの場合を除く）	〃	11円20銭	12円32銭	
		ウ 係留時間24時間を超えるときは、超過する12時間までごとにイの額に加算する。	〃	5円60銭	6円16銭	
	(2)総トン数50トン以上100トン未満の船舶	ア 係留時間12時間まで	隻	832円	915円	
		イ 係留時間24時間まで（アの場合を除く）	〃	1,110円	1,221円	
		ウ 係留時間24時間を超えるときは、超過する12時間までごとにイの額に加算する。	〃	555円	610円	
	(3)総トン数50トン未満の船舶	ア 係留時間12時間まで	〃	405円	445円	
		イ 係留時間24時間まで（アの場合を除く）	〃	540円	594円	
		ウ 係留時間24時間を超えるときは、超過する12時間までごとにイの額に加算する。	〃	270円	297円	
4 船舶給水施設使用料	(1)基本料金	ア 総トン数100トン以上の船舶	10mまで	夏期	7,800円	8,580円
				冬期	10,000円	11,000円
		イ 総トン数100トン未満の船舶	5mまで	夏期	3,900円	4,290円
				冬期	5,000円	5,500円
		ウ 上記数量を超える給水の場合	1mまでごと	夏期	780円	858円
				冬期	1,000円	1,100円
	(2)割増料金 執務時間外及び荒天時の給水は、基本料金の5割を加算する。					
5 荷さばき地使用料 <small>（漁港区等を除く）</small>	(1)コンクリート舗装の荷さばき地	ア 一般使用料	初日から15日まで	1日までごと	m ²	4円58銭
			16日以降	〃	〃	6円88銭
		イ 専用使用料	1月ごと	〃	〃	112円59銭
	(2)その他の荷さばき地	ア 一般使用料	初日から15日まで	1日までごと	〃	4円40銭
			16日以降	〃	〃	6円60銭
イ 専用使用料	1月ごと	〃	〃	107円80銭		
(3)西2号荷さばき地	1月ごと	—	〃	〃	3,390,200円	
6 港湾施設用地等使用料 <small>（漁港区等を除く）</small>	(1)一般使用料	ア 初日から15日まで	1日までごと	m ²	3円19銭	
		イ 16日以降	〃	〃	4円84銭	
	(2)専用使用料	ア 防塵柵付舗装地	1月ごと	〃	〃	71円50銭
		イ 舗装地	〃	〃	〃	67円10銭
ウ 未舗装地	〃	〃	〃	〃	57円20銭	

区分	内 訳			単 位	金 額	
7 上屋使用料	(1)一般使用料	ア 許可の日から3日まで	1日までごと	m ²	5円99銭	
		イ 許可の日から4日以降15日まで	〃	〃	12円23銭	
		ウ 許可の日から16日以降30日まで	〃	〃	27円7銭	
		エ 許可の日から31日以降	〃	〃	54円94銭	
	(2)専用使用料			1月ごと	〃	343円
	(3)天井クレーン付上屋一般使用料	ア 許可の日から3日まで	1日までごと	〃	〃	19円66銭
		イ 許可の日から4日以降15日まで	〃	〃	〃	40円
		ウ 許可の日から16日以降30日まで	〃	〃	〃	88円57銭
		エ 許可の日から31日以降	〃	〃	〃	179円77銭
	(4)天井クレーン付上屋専用使用料			1月ごと	〃	567円
(5)くん蒸施設使用料			1日ごと	〃	188円	
(6)定温施設使用料			1日ごと	〃	83円	
8 荷役機械使用料	(1)ガントリークレーン			時間	51,040円	
	使用時間が1時間を超える場合は、超過時間30分までごとに5割の額を加算する。					
	(2)リーチスタッカー			時間	5,225円	
	使用時間が1時間を超える場合は、超過時間30分までごとに5割の額を加算する。					
(3)チップ用荷役機械			月	7,477,800円		
9 計量器使用料	トラックスケール			1回	533円	
10 電気施設使用料	冷凍コンセント			1口ごと	時間	146円
11 漁湾施設等使用料 <small>（漁港区等に適用）</small>	(1)港湾施設用地等使用料	ア 基本料金	1級地	1月ごと	m ²	58円90銭
			2級地	〃	〃	48円51銭
			3級地	〃	〃	41円58銭
		舗装地の場合は各級地の単価に8円7銭を加算する。				
	イ 割増料金		工作物（埋設管、架空管、電柱その他これらに類するもの及び仮設物を除く）を設置する場合は基本料金の2割に相当する額を加算する。			
	(2)漁港区等物揚場使用料	ア 一般使用料	総トン数20トン未満の船舶	1日までごと	隻	172円
			総トン数20トン以上の船舶	〃	〃	346円
イ 登録使用料		登録期間1月までの船舶	トン	〃	138円60銭	
		登録期間1月を超え3月までの船舶	〃	〃	381円15銭	
		登録期間3月を超え6月までの船舶	〃	〃	727円65銭	
		登録期間6月を超え9月までの船舶	〃	〃	1,039円50銭	
		登録期間9月を超え1年までの船舶	〃	〃	1,316円7銭	

備考

- 「漁港区等」とは、漁港区及び船溜をいう。
- 夏期は4月1日から11月30日までとし、冬期は12月1日から翌年3月31日までとする。
- 執務時間は、日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律【昭和23年法律第178号】に規定する休日、12月29日から翌年1月3日まで及び管理者が必要と認める日をいう）を除き午前9時から午後5時30分までとする。
- 「1級地」とは、係留施設の法線から50メートル以内の用地、「2級地」とは、係留施設の法線から150メートル以内の用地で1級地以外のもの、「3級地」とは、1級地及び2級地以外のものをいう。
- 「外航船」とは、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶をいい、「内航船」とは、外航船以外の船舶をいう。
- 入港料の金額の算出に当たっては、次に掲げる入港回数を用いる。
 - 同一船舶が1日2回以上入港する場合は、1日につき入港1回とする。
 - 同一船舶が1月11回以上入港する場合は、1月につき入港10回とする。